最終更新日：2015年6月23日

日鉄住金物産株式会社
代表取締役社長　樋渡　健治
問合せ先：総務・広報部　(03-5412-5003)
証券コード：9810
http://www.nssb.nssmc.com

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、「企業理念」、「経営方針」及び「社員行動指針」に基づき、社員一人ひとりが信用、信頼を大切にし、「コンプライアンスの徹底」を基盤とした体制や仕組みの充実を図っております。
また、監査役を中心とした経営の監視・監督機能を強化することにより、実効性のあるコーポレート・ガバナンス体制の構築に努めております。
そして、全てのステークホルダーに信頼いただけるよう説明責任を果たし、透明性の高い経営体制を構築して、皆様とともに発展していきたいと考えております。
なお、当社は、取締役会において「会社法に基づく内部統制システムの体制整備」についての基本方針を決議しており、この方針を適切に運用することで、コーポレート・ガバナンスを一層強化するとともに、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性の確保に努め、その継続的改善を図ってまいります。

【企業理念】
1.新たな社会的価値を持った製品、サービスを生み出す高い志を持った企業グループであり続けます。
2.信用、信頼を大切にし、お客様と共に発展します。
3.人を育て人を活かし、人を大切にする企業グループを創ります。

【経営方針】
1.新日鐵住金グループの中核商社として四事業分野の強化と拡充
2.グローバル戦略の加速
3.複合専業商社としての総合力の発揮
4.コンプライアンスの徹底

【社員行動指針】

成長	「人の成長を会社の成長へ」 プロ意識を持ち、常に時代を先取りします。 自ら積極的に学び、行動し、互いに切磋琢磨します。
信頼	「常に信用され、頼られる存在へ」 日常のコミュニケーションに時間を惜しみません。 互いを尊重し、強固な信頼関係を構築します。
ボーダーレス	「人の融和から組織の力へ」 既成概念にとらわれず、柔軟な発想を持ち続けます。 異なる個性を結集し、総合力をあらゆるフィールドで発揮します。
挑戦	「情熱を持ち高いステージへ」 失敗を恐れず常に前を向き、情熱・好奇心・向上心を持って、自ら一歩を踏み出します。 現状に満足せず、問題意識を持ち、新たな価値を創造します。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
新日鐵住金株式会社	111,415,290	35.99
三井物産株式会社	33,831,000	10.93
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE 15PCT TREATY ACCOUNT	9,425,000	3.04
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	8,698,000	2.81
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	7,695,000	2.49
共英製鋼株式会社	3,851,600	1.24
日鉄住金物産従業員持株会	3,716,119	1.20
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,311,800	0.75
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	2,284,000	0.74
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友銀行再信託分・中央電気工業株式会社退職給付信託口)	2,160,000	0.70

支配株主(親会社を除く)の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	50社以上100社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

新日鐵住金株式会社は、当社と継続的かつ緊密な事業上の関係にあり、当社は同社の持分法適用の関連会社であります。
しかしながら当社は、経営方針や事業計画の策定・実行、日常の事業運営や取引等を独自に行っており、独立性は確保されております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10 名
社外取締役の選任状況	選任していない

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	5 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役会は、会計監査人より監査の報告を受けるとともに、常勤監査役は四半期に一度、会計監査人及び監査部との情報交換会を実施する等、相互の連携強化に努めております。
また、監査役は、取締役等を構成メンバーとする監査会議及び監査連絡会にも出席し、内部監査に関する年間監査計画、監査結果、改善策等につき意見交換を行う等、健全経営に向けた内部統制機能の強化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
新屋敷　信幸	他の会社の出身者						△	△		△				
渡部　毅	他の会社の出身者										△			
小倉　良弘	弁護士													
竹越 徹	他の会社の出身者						○	○		○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
新屋敷　信幸		同氏は住友金属工業株式会社（現・新日鐵住金株式会社）の出身者であります。 また、当社と同社は主要な取引関係にあり、同社は当社の大株主（第一位）という関係にあります。	[社外監査役選任理由] 鉄鋼業界に関する豊富な情報・知識を当社の監査業務に反映していただくため。
渡部　毅	○	当社の独立役員に指定しております。 同氏は、東洋レーヨン株式会社(現・東レ株式会社)及び東レインターナショナル株式会社の出身者でありますが、当社と両社の取引額は僅少であります。	[社外監査役選任理由] 繊維業界に精通し、事業会社の経営経験を当社の監査業務に反映していただくため。 [独立役員指定理由] 同氏は東京証券取引所の有価証券上場規程に規定する要件に該当せず、高い独立性を有することから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断しております。
小倉　良弘	○	当社の独立役員に指定しております。 同氏は東芝機械株式会社の社外取締役を兼務しております。	[社外監査役選任理由] 弁護士としての長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため。 [独立役員指定理由] 当社は、同氏及び同氏のひびき法律事務所との間に、顧問契約等の締結はしておらず、当社のために個別の法律事務の委任等も行っていないことから、一般株主と利益相反が生じるおそれがないものと判断しております。
竹越 徹		同氏は新日鐵住金株式会社の執行役員であります。 また、当社と同社は主要な取引関係にあり、同社は当社の大株主（第一位）という関係にあります。	[社外監査役選任理由] 鉄鋼業界における長年の経験と幅広い見識を当社の監査業務に反映していただくため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

取締役報酬額につきましては、当社の業績（連結経常利益及び連結当期純利益）等を勘案して合理的に定めております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

有価証券報告書及び事業報告において、取締役、監査役、社外監査役毎の総額を開示しています。
なお、平成26年度(平成26年4月1日～平成27年3月31日)の取締役報酬については以下の記載をしております。

取締役の報酬の額　取締役15名　376百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額につきましては、職責、職務内容及び当社の業績(連結経常利益及び連結当期純利益)等を勘案して合理的に定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、事務局員(2名)を配置しております。また、総務・広報部からは社外監査役に対し、取締役会の案内・変更通知、取締役会資料の事前送付、取締役会議案の事前説明、その他必要なサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は、適正かつ効率的な業務執行を確実なものとするため、以下のとおり社内体制を整備・運用しております。
なお、当社は執行役員制度を導入し、経営の意思決定・業務監督機能と業務執行機能を分離して取締役会の効率的な運用を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を採用しております。

(1)取締役会について
取締役会は、全ての取締役で組織し、原則として毎月1回開催し、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

(2)経営会議について
経営会議は、取締役及び監査役で構成し、原則として毎月2回開催し、重要な業務の執行方針及びその他経営に関する重要事項について審議を行っております。

(3)監査役について
監査役は、取締役の職務の執行状況を監視・監督するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、データベース上の全ての起案書や報告書を閲覧可能とし、必要に応じて取締役等から報告を求め、意見を述べることとしております。

(4)内部監査について
内部監査部門として、社長直轄の監査部(15名)を設置し、当社並びに国内及び海外の関係会社における業務執行の妥当性・効率性等について定期的に監査を行っております。

(5)会計監査人について
当社は、会社法に基づく会計監査並びに金融商品取引法に基づく財務諸表監査及び内部統制監査に関し、有限責任監査法人トーマツに監査を依頼しております。なお、会計監査人、監査役及び監査部は定例的な情報交換等を行い、相互の連携に努めております。

(6)各種委員会の設置について
コーポレート・ガバナンスの一層の強化を目的として各種委員会を設置しております。
主な委員会とその役割は以下のとおりであります。

(a)コンプライアンス・クライシス委員会
コンプライアンス及び危機管理に関する各種事態の発生に対処する。
(b)情報セキュリティ委員会
情報セキュリティ基本方針に定める基本理念等を実現・担保・支援する。
(c)環境委員会
全社的環境保全活動推進のため環境方針等を審議・決定する。
(d)投融資委員会
経営会議付議に先立ち、投融資の審査・検討を行う。
(e)与信委員会
与信限度申請等の案件に関して、決裁判断上必要な事項を審議し、決裁権限者の諮問にこたえる。
(f)安全保障輸出・貿易業務管理委員会
貿易関連業務に関する社内体制及び運用規範の整備等を行う。

(7)責任限定契約の内容の概要
当社は、会社法第427条第1項並びに定款第27条第2項及び第38条第2項に基づき、損害賠償責任を会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を、非業務執行取締役及び監査役との間で締結しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

取締役には、経営効率の向上を図るため当社事業に精通した10名を選任しております。社外取締役は選任しておりません。
当社は、監査役5名のうち4名を法曹、企業経営等、様々な分野での豊富な経験と幅広い見識を有する社外監査役とすることで、経営の意思決定・業務監督機能を持つ取締役会に対する監視・監督機能を強化しております。

各監査役は相互に連携を図りながら計画的に日々の監査活動を進めるとともに、取締役会をはじめ、その他重要な会議等において、各々独立した立場から、取締役職務執行の適法性並びに経営判断の妥当性及び合理性を客観的に判断していただけることを基本的な方針として選任しており、当社における経営への監視・監督体制は十分に機能しているものと考えております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	2015年は、6月23日に開催しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2015年5月26日にアナリスト及び機関投資家向けのIR説明会を実施しております。 なお、同説明会では会社概要・事業内容、年度決算の概況、中期経営計画等について説明しております。
招集通知（要約）の英文での提供	2015年より、英文の招集通知(要約)を作成し、ホームページに掲載しております。
その他	当社のホームページに株主総会の招集通知・決議通知を掲載しております。 また、株主総会において事業報告等の内容を大型スクリーンに投影する等、ビジュアル化に取り組んでおります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2015年5月にアナリスト及び機関投資家向けのIR説明会を実施しており、今後定期的に開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	四半期決算短信、期末決算短信、決算補足説明資料、四半期報告書及び有価証券報告書を当社のホームページに掲載しております。 その他、株主総会の招集通知・決議通知及び東京証券取引所への適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	総務・広報部及び経理部にIR担当者を設置しております。 そのほか、適宜、企画管理本部の各部からのサポート体制を構築しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境ISO14001を取得し、環境活動を実施しております。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、日鉄住金物産グループの「企業理念」、「経営方針」及び「社員行動指針」に基づき、コンプライアンス重視の基本姿勢を明確にしております。
これらに基づき、内部統制システムを整備し適切に運用することで、企業統治を一層強化するとともに、財務報告の信頼性と業務の有効性・効率性の確保に努め、その継続的改善を図っております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会は、「取締役会規程」等に基づき、経営上の重要事項について決定を行い、又は報告を受ける。
取締役は、取締役会における決定事項に基づき、各々の業務分担に応じて職務執行を行い、使用人の職務執行を監督するとともに、その状況を取締役会に報告する。
また、取締役は、他の取締役の法令、定款への違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告することとし、監査役及び取締役会は速やかに是正措置を講じ、取締役の職務執行の健全性を維持する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会議事録をはじめとする職務執行上の各種情報については、「情報管理規程」、「情報セキュリティ基本規程」等に基づき、管理責任者の明確化、守秘区分の設定等を行ったうえで、適切に保管する。
また、経営計画、財務情報等の重要な企業情報について、法令等に定める方法の他、適時・的確な開示に努める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各執行役員は、自部門における事業遂行上のリスクの把握・評価を行い、諸規程及び各種委員会の開催等により対応する。
主要なリスクに関わる対応は、以下のとおり。
(1)信用リスクについて
「与信管理規程」等を定め、必要に応じて「与信委員会」を開催し、貸倒れ等による損害の発生防止に努める。
(2)投融資リスクについて
「投資管理規程」等を定め、必要に応じて「投融資委員会」を開催し、投融資の審査・検討を行う。
(3)市場リスクについて
為替リスク、カントリーリスク等の市場リスクについては、リスクの種類毎に必要な規程を定め、リスクの適正な把握と管理を行う。
(4)取り扱い商材の品質・安全等に関わるリスクについて
「取り扱い商材の安全・安心・表示等に関する規程」を定め、品質・安全に係る事故等の内容に応じて、必要な対処を行う等、品質・安全と取引先及び最終消費者の安心を確保する。
(5)コンプライアンスリスクについて
経営方針に基づく「コンプライアンス・マニュアル」を定め、事業活動に関わる法令等の遵守を徹底する。
(6)労働安全衛生に関するリスクについて
事故・災害の未然防止のため、労働安全衛生に関わる専門組織が安全施策に対する指導・支援に取り組む。
(7)経営に重大な影響を与える不測の事態について
経営に重大な影響を与える不測の事態が発生した場合は、損害・影響等を最小限にとどめるため、「コンプライアンス・クライシス委員会」を直ちに招集し、社長の指揮のもと、必要な対応を迅速に行う。

当社グループ内において、これらのリスクに関わる事故・事件の発生に備え、「危機管理マニュアル」等を制定するとともに、直ちに経営トップへ報告が行われる体制を整備する。
併せて、平時より全社的なリスクのモニタリング活動を実施し、抽出されたリスクについて低減策を講じる。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
経営計画・事業戦略・投融資等の重要な個別執行事項については、経営会議等の審議を経て、取締役会において執行決定を行う。
取締役会等での決定に基づく業務執行は、代表取締役をはじめとする各取締役、各執行役員、各部店長等が遂行する。
また、執行役員の業務分掌、指揮系列、決裁手続等については、「組織・業務分掌規程」及び「決裁権限基準表」等に規定することにより、権限・責任を明確化する。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社の内部統制システムの運用については、各執行役員の責任のもと各部店が主体的にマネジメントを行うこととする。
各部店長は、自部店における法令及び規程の遵守・徹底を図り、業務上の違反行為の未然防止に努めるとともに、違反のおそれのある行為・事実を認知した場合、速やかに当該内容に応じ、内部統制部他の関係部署に報告する。
報告を受けた内部統制部他の関係部署は、相互に連携を図り、是正及び再発防止に努める。
監査部は、「内部監査規程」等に基づき内部監査を実施し、規則違反や不正行為の防止、早期発見・是正を図る。
これらの部署は、業務上の法令違反等の重要な事実について、経営会議等に報告する。
社員は、法令及び規程を遵守し、適正に職務を行う義務を負う。会社は、法令及び定款に適合した規程を制定し、これを遵守するための講習会の実施やマニュアルの作成・配布等、社員に対する教育体制を整備、運用する。
なお、法令違反行為等を行った社員については、「賞罰規程」に基づき懲戒処分を行う。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
当社及び各子会社は、業務の適正を確保するため、当社グループの「企業理念」、「経営方針」及び「社員行動指針」を基礎とし、社内諸規程を制定するとともに、各事業本部及び各子会社の事業特性を踏まえつつ、事業戦略を共有し、グループ一体となった経営を行う。
当社各取締役、各執行役員、各部店長等及び各子会社の取締役等は、当社グループの「企業理念」、「経営方針」、「社員行動指針」及び諸規程を社員に対し周知・徹底するとともに、遵守状況の自主点検やモニタリングを行う。
各子会社の管理に関しては、「関係会社管理規程」及び「関係会社管理基準」等に基づき、各子会社の管理を担当する執行役員のもと、その適切な運用を図る。
さらに、当社執行役員、社員を各子会社に対し、必要に応じて取締役又は監査役として派遣し、業務執行の適正性を確保する。
内部統制部は、関係部署と連携し、当社及び各子会社における内部統制システム整備に対する指導・助言を行うとともに、当社と各子会社との情報の共有化等を行い、内部統制に関する充実を図る。
また、当社は、当社及び各子会社の社員等に向けて、業務遂行上のリスクに関する内部通報・相談窓口としての「コンプライアンス・ホットライン制度」を設置・運用するとともに、通報等に関する秘密の保持を図り、通報者に対して不利な取扱いを行わない。
当社及び各子会社は、反社会的勢力とは一切関係を持たず、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、毅然とした態度で対応する。

これらに基づく具体的な体制は以下のとおりとする。

イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
各子会社は、事業計画、決算、投融資等の経営上の重要事項につき、定期的及び必要な都度当社に対して報告を行い、当社はそれに対する指導・助言を行う。
ロ. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
各子会社は、平時より事業遂行上のリスクに関するモニタリング活動を行い、抽出されたリスクにつき低減策を講じる。
また、当社及び各子会社における損失の危険等に関する報告手段として「緊急連絡制度」を設け、「危機管理マニュアル」等を制定して不測の事態に備える。
ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
各子会社は、組織や業務分掌、決裁権限等に係る諸規程を整備するとともに、重要事項に関する取締役会等の決定を経て業務を執行し、当社は各子会社の業績・運営等に関する評価を行い、そのマネジメントについて必要な支援を講じる。
ニ. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
各子会社は、法令及び定款に適合した諸規程を整備・運用し、違反のおそれがある行為・事実を取締役等又は使用人が認知した場合は、自社の取締役会等に報告するとともに、「緊急連絡制度」等により当社へ報告を行い、当社はそれに対する指導・助言を行う。

7. 監査役の監査に関する事項
取締役、執行役員及び社員、並びに子会社の取締役、監査役及び社員は、当社及び各子会社における職務執行の状況、経営に重要な影響をおよぼす事実等の重要事項について、直接又は内部統制部他の関係部署を通じて、適時・適切に監査役又は監査役会に報告する。
また、取締役は、内部統制システムの運用状況等の重要事項に関しても、取締役会、経営会議等において報告し、監査役と情報を共有する。
なお、当社は、これらの報告をした者に対し、報告したことを理由とする不利な取扱いを行わない。
監査役の職務を補助するため、監査役会事務局を設置し、監査事務に必要な人員を配置する。事務局員の取締役からの独立性を確保するため、事務局員は専任配置とし、監査役のもとで監査事務に関する業務を行う。
事務局員の人事異動・評価等については、監査役との協議を要するものとする。
当社は、監査役の職務執行上必要と認める費用を予算に計上する。また、監査役が緊急又は臨時に支出した費用については、事後、監査役の償還請求に応じる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、社会から信頼される企業グループであり続けることを目指すとともに、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切持たないこと、不当要求等には一切応じないこととしております。
また、これに基づきコンプライアンス・マニュアルの制定、不当要求防止責任者の配置等、社内体制を整えております。
併せて、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会等に所属し、その指導及び情報提供を受けるとともに、平素から警察、弁護士等の外部専門機関とも連携しております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

＜適時開示体制の概要＞

当社の会社情報の適時開示に関わる社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 決定事実に関する情報開示
当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる決定事実につきましては、社内規程に従って取締役会または経営会議にて決定、報告されており、その後、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

2. 発生事実に関する情報開示
当社及び当社子会社に関わる適時開示の対象となる発生事実につきましては、発生後速やかに、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

3. 決算に関する情報開示
決算情報につきましては、社内規程に従って取締役会等への付議・報告の手続きを経て、その後、東京証券取引所の有価証券上場規程に従って開示しております。

上記のいずれの情報開示につきましても、総務・広報部管掌執行役員（東京証券取引所の有価証券上場規程に基づく情報取扱責任者）の責任のもと、適時開示を行っております。
また、同開示の際には、当社のホームページへの掲載も行っております。

〈当社のコーポレート・ガバナンス体制〉

